

社会福祉法人 友愛十字会

ゆうあい

2010

3・31

No. 36

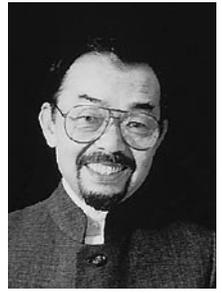
題字 前総裁三笠宮崇仁親王殿下



砧デイサービス 創作活動風景

主な記事

- 一世の移り変わりの早さー 総裁 寛仁親王殿下
- “世田谷区における高齢者福祉” 評議員 秋山由美子
- 平成22年度の経営方針 専務理事 石井 晃
- “施設と地域福祉について” 友愛荘園長 片峰昭彦
- 「地域と介護予防」 砧地域包括支援センター 吉岡久美子



—世の移り変わりの早さ—

社会福祉法人 友愛十字会

総裁 寛 仁 親 王

大仰な標題と思われるかもしれませんが、六四歳になると時の経過の早さに啞然とする事が多くなります。

私の本職であるスキーの世界でも、私の係わった大会が三〇回をとっくの昔に超える事態になっていきます。

二月に出席した、北海道美瑛町（ラヴェンダーと丘の街で有名な宮様スキーマラソン）は、三四回の歴史を重ね、千人を超える参加者で定着しています。

嬉しいのは、かつて大会新記録で優勝し寛仁親王牌を獲得した全日本選手の娘二人が各々中学、高校の部で二位と優勝に輝きました。

事務官と、「おい彼女たちはもしかしたら、山石の娘達ではないか?」と話していたら、その通りだったので。閉会式終了後、親馬鹿の彼は娘達と自分の率いる中学校のスキー部員達を呼び寄せて私との集合写真を要望しま

した。親子二世代の優勝は素晴らしいのですが、私自身は化石になった様な気分でした。

三月に出席した、青森県岩木地区の岩木山スキーマラソンでも似た様な光景がありました。

この大会は宮様スキーマラソンの姉妹レースで後発ではありますが、計画段階（二五年前）から共に苦勞して来た県スキー連盟の競技委員長の子が三度目の優勝をしたのですが、裏には素敵な物語があります。

彼女が中学生の頃だと思えますが、伯父さんが整備した大会に出場しました。当時一般女子の部に出ている我が国No.1の青木富美子選手に、「サイン」を求めた処、心良く書いてくられて、感激したらしいのです。雪国の子供ですからクロスカントリーは既に選手の卵だった訳ですが、右記の一件からすっかり本氣を出して数年後の大会では何と青木選手とデッドヒートを演じるまでに成長し、スキー靴半

自分の差で勝ち、「恩を返す」事に成功します。この年から青木選手と福田修子選手のふしが入れ替わり彼女は日本代表に選出される様になりました。

トリノ冬季五輪大会では、女子リレー種目の第一走として並入る強豪を押えて日本人初のトップで戻って来て、我々関係者を喜ばせてくれました。

今回のヴァンクーヴァー冬季五輪大会にも当然の事ながら日本選手団の一員として参加しましたが、残念ながらリレー九位が最高記録でした。

然し乍らいずれにせよ、私の同志である外崎俊一競技委員長と苦心慘愴して造り上げた大会で、姪つ子が芽を出し日本代表になってオリンピックで活躍する様になったのですから、企画製作者としてはこの上ない満足感があります。

唯、繰り返しますが、宮様スキーマラソンにせよ岩木山スキーマラソンにせよ、途方もない年月が経過しており、優勝する様になった彼女達は我々が計画した時点ではこの世に生存していなかったり生誕していても幼児だった訳ですから、つくづく、世の移り変わりの早さに仰天してしまうのです。



“世田谷区における高齢者福祉”

社会福祉法人 友愛 十字会

評議員 秋山 由美子

(世田谷区社会福祉事業団理事長)

介護保険制度施行から一〇年

介護保険法の第一条は「尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう」第二条は「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮」と明記しています。介護保険制度が導入された平成一二年度、私は特別養護老人ホームの施設長をしておりました。当時の混乱や大変さは今でも感慨深く思い出します。施行から一〇年、この間の目まぐるしい制度改正には戸惑うことも多い毎日でしたが、世田谷区では介護保険制度の目的である「尊厳の保持と可能な限り居宅における自立支援」を明確に見据え様々な取り組みを行ってききました。その一部をご紹介します。

世田谷区における在宅生活への支援

在宅での生活を支えるために世田谷区では

二四時間三六五日の随時訪問サービスを現在実施しております。厚生労働省の未来プロジェクトの一つとして平成一五年度から開始したナイトケアパトロールは平成一八年度から夜間対応型訪問介護として介護保険制度の中での利用が可能となりました。

要介護一以上の方ならどなたでもご利用でき、平成二一年度からは夜間のみならず昼間の随時サービスも一割負担で利用できる補助制度を世田谷区独自に実施しております。ご自宅に設置したコールボタンを押すと、フリーハンドでオペレータと会話が出来、必要な時には三〇分程で介護スタッフが訪問し、サービスを提供します。病院のナースコールと同じようなシステムで、特別養護老人ホームの居室にいるような安心感を持つことが出来ます。

また、高齢者あんしんコール事業も実施しております。この事業は世田谷区内にお住ま

いの六五歳以上の方で独り暮らしや高齢者のみ世帯の方、日中や夜間ひとりである方が対象です。医療制度の問い合わせや蛍光灯交換の相談など日常の困りごとを二四時間三六五日いつでも電話でのご相談に応じ、必要に応じ有料サービスやボランティアのご紹介をしております。

この他友愛十字会でも実施しているデイサービスやショートステイ、配食サービス、また、地域の支えあい活動や介護予防事業等さまざまな事業を実施し在宅生活を支えています。

特別養護老人ホームでの取り組み

一方で居宅での生活が困難な方々のためには友愛十字会も運営しております特別養護老人ホームがあります。世田谷区内には一七か所(五月から一八か所)の特別養護老人ホームがあり、それぞれが特徴ある取り組みを行っています。

私たちは高齢で要介護四や五と聞けば身体の衰えは当たり前で自立は難しい、おむつの生活もやむを得ないとあきらめがちです。でも、栄養や水分をしっかり取り、運動や規則正しい生活を送るとともに、全く歩けなかつ

た高齢者の方々が介護職の働きかけによってやる気を起こし、歩く練習をしたら歩けるようになり、歩けたらおむつが外れ、ほとんどのことはひとりで行けるようになった事例はたくさんあります。

自立支援と聞くとなんだか高齢者の方を無理にリハビリさせているような冷たい響きに聞こえるかもしれませんが、歩くこと、おむつが外れることによって高齢者の生活が一変し表情も明るくなる現実を目の当たりにすると自立支援こそ高齢者の尊厳を守る温かな働きかけであると思います。

高齢者の方の身体機能の回復には本人の意欲が何よりも大切です。介護職は人間の身体の構造や栄養、水分に関する基礎知識や技術などをしっかりと習得するとともに、入居者の方がもう一度元気になってほしいという明確な目標と、意欲を引き出す働きかけや強い熱意などがあって、初めて入居者の自立支援が実現できるものと思います。そこに介護の専門性があり、介護の面白さ・奥深さを知り、生きがいを持って仕事に取り組めるのだと思います。こうした専門性をもった介護職を今後も育てて行きたいと思っています。

自立支援に取り組み利用者と介護者の関係

は、される人・する人の関係ではなく共同作業者同士の関係を作り上げていきます。諏訪中央病院の名誉院長である鎌田實さんが医者と患者は治す人・治される人の関係ではなく病氣と闘う同士だと言っています。介護の世界も同じです。ご本人、ご家族、介護職等、だれが上に立つのでもなく共通の目標をもった同士ととらえて介護に取り組んで行きたいものです。

こうした取り組みの発表の場として昨年一二月に立ち上げました「せたがや福祉区民学会」がありますが、それぞれの特別養護老人ホームでも区民の皆様を知っていたかどうかと独自に実践報告会を開催するところも増えて

てきました。

住み慣れた地域でいつまでも

世田谷区では区民の皆様が安心して最後まで暮らすことが出来るようさまざまな施策を実施しています。サーヴィス利用などのご相談は区内二七か所ありますお近くのあんしんすこやかセンターをご利用ください。砧地区の方々は友愛十字会が運営しております砧あんしんすこやかセンターでご相談にに応じております。ひとりで頑張りすぎず、ひとりで悩まず、サーヴィスを上手に使いながら可能な限り住み慣れた地域で生活を続けてほしいと願っています。



平成二二年度の経営方針

社会福祉法人 友愛十字会

専務理事 石 井 晃

昨年の衆議院議員選挙で、自由民主党から民主党への政権交代がありました。新政権はまだ揺れ動いている状態で、先行きの方向は不透明ですが、高齢者人口は着実に増加して

おり、超高齢社会に向かっています。高齢者福祉施設を経営している事業者としましては、高齢者の尊厳を遵守しつつ、満足が得られるサーヴィス提供に努めなければなりません。

障害者分野につきましては、平成一八年に施行された「障害者自立支援法」で、身体・知的・精神の三障害の一体化が定められました。当法人の障害者各施設は、身体障害者中心の対応から知的・精神障害者に対する処遇への教育も進めて参ります。また、新政権は障害者自立支援法を廃止し、「障がい者福祉法」を制定すると公表していますので、国の施策を見極めてよりよい事業展開を図りたいと思います。

このような中、当法人は、平成二二年三月二四日の理事会・評議員会で、今年度の事業計画と予算が承認されました。今年度の経営方針は、大変厳しい状況の中ではありますが、社会福祉法人に与えられた使命をしっかり受け止めながら、安定的な経営を行って参ります。

(一)平成二二年度事業計画の重点事項

① 港区立障害保健福祉センター運営の効率化及び安定化

港区の指定管理事業を開始して二年目の区立障害保健福祉センターは、業務運営の体制を整えた上で文書化を行い、平成二三年度にはISOを受審するよう準備します。さらに、職員の研修機会を提供するルールの明確化と、体制構築に努めるとともに、共通の諸課題を

検討する委員会での一体的運営を図ります。「なんでも相談」業務を委託し、相談範囲の拡大と充実化に努めます。

また、職員を外部研修に参加させて、高い専門性を有する人材育成を行い、運営のより一層のサーヴィス向上と安定化に努めて参ります。

② 東京都聴覚障害者生活支援センターの新事業移行

聴覚障害者生活支援センターは、平成二三年三月末までは東京都の指定管理を継続しますが、今年度は障害者自立支援法の新事業であります自立訓練、就労移行支援、施設入所支援の各事業に移行します。また、平成二三年度から東京都より民間委譲を受けることになりましたので、外部の有識者・当法人の役員で構成する検討委員会を設置し、聴覚障害者を中心とした障害者の自立に資する方策や、経営の安定化への取り組み等を検討します。

③ 世田谷更生館及び友愛園の耐震補強等について

世田谷更生館と友愛園の建物に対する耐震診断を行った結果、耐震強度が不足していることが判明しました。法人としましては、耐

震化等検討委員会を設置して早急に耐震補強を行うとともに、改築する場合にはどのような種類の施設とするかなど、委員会で検討いたします。

④ 福祉人材の確保と育成

ここ数年、全国的に福祉施設の人材確保が困難になっており、深刻な問題になっていきます。特に、高齢者福祉施設では、高齢化の進展とともに重度化も加わり、介護職員が身体的、精神的に厳しい労働を強いられる状況があります。同時に、処遇面では他の産業と比較して平均賃金が低いという問題もあります。二一年度に介護報酬増の改正と、介護職員等に対する手当助成が行われ、当法人もアツプを図ることができました。ただ、二年半の期限付き対策ですから、その後のことはまだ明確になつていません。また、直接処遇職以外の職員への不支給は、事業者にとつても手放すでは喜べません。法人としては、今後とも出来得る限り給与増に努力いたします。

当法人は、従来の年功序列型給与体系から、能力評価型給与体系に変更して5年が経過しました。能力評価はまだ緒に就いたばかりで、十分とはいえない面も多いと感じています。これから職員の理解と協力のもとに改善し、

納得が得られる給与体系を確立したいと思っています。

平成一二年七月より、正しい判断力、優れた創造力と強い責任感を持った職員を育成するために教育委員会を設置しています。教育内容は、SD（自己啓発・資格の取得等）、OJT（職務を通して行う教育）、OFFJT（職務を離れて行う教育・職種別教育、階層別教育、専門的教育、東京都や社会福祉協議会が行う教育）が基本です。この制度では教育委員会のメンバーが献身的に取り組んでおり、職員の資質向上に大いに役に立っています。

人材開発制度（CDS）による自己評価も実施しています。当年度に職員が取組んだ業務等の状況や達成状況等と、翌年以降の達成目標等を評価表に記入し、施設長等が指導する管理システムです。この制度がきちんと機能しますと、職員個々人の能力向上や、給与評価に反映されるのですが、現状ではまだ不十分であり、今後の更なる職員の理解と自覚に基づく改善が必要です。

その他、夜間、休日における医療の問題や、地域との密接な連携などの様々な取組み課題があります。これらはすぐに解決できるというものではありませんが、根気強く努力して

成果を上げたいと考えています。

友愛十字会は、多くの先達によつて五九年の歴史と伝統が築かれてきました。また、事業には多くの方々から大きな期待が掛けら



“施設と地域福祉について”

友愛荘園長

片 峰 昭 彦

地域福祉と施設との関係は「地域福祉論」等の理論書がありますので、専門的なことはそれに譲るとして、ここでは、町田市北部に位置する友愛荘の運営を通して、町田市地域福祉との関連から感じたことを述べたいと思います。

友愛荘は昭和四九年に開設した特別養護老人ホームですが、近年多くの施設が建替えを進めた結果、市内では最も古い施設になりました。従来型の特養施設は、市内では友愛荘ぐらいではないでしょうか。建替えられた施設や新設された施設は、新型特養と言われるもので「個室ユニット式」の特養です。多くの施設が新型特養に変えていくなかで、従来

れています。今後とも全職員の努力を法人・施設の安定経営と発展に生かしていきたいと思えます。

型特養は今では希少な色合いが強いのですが、半面そのあり方が問われていますし、町田市という地域社会におけるその意義が問われているかと思われま

ここで、論点を明確にするために地域福祉の要件について整理したいと思います。専門書においては、地域福祉という「地域」とは何を意味するかということが論じられています。例えば、地域とは「生活圏における地形等に左右される日常生活において、つながりを持ち往き来する生活空間」を意味するし、「政治・行政機構としての市町村、都道府県」を意味することもある、等です。平成12年4月から介護保険法が導入されてからは、地域

の意味合いは市町村が策定する、「高齢社会総合計画」等に左右される傾向が強くなっていくと思われる。従って、ここでは「政治・行政機構としての市町村」を地域と定義した形で検討を進めます。

町田市高齢者福祉計画及び第四期介護保険事業計画（平成二十二年三月発行）によると、町田市の高齢化率（六五歳以上の人口が総人口に占める割合）は、平成二十二年には13.7%（五万人程度）であつたのが、平成二十二年には21.2%（八万八千人程度）に、平成二十二年には24.7%（十万六千人程度）になると予測しています。高齢化率の速度は東京都平均を上回るものであり、更には、前期高齢者（六五歳〜七四歳）人口は、平成二十七年をピークとしてその後減少するものの、後期高齢者（七五歳以上）人口は増加し、平成三十二年には実数・比率ともに前期高齢者を越えると予測しています。他方、高齢者の住まい・暮らしについては、六五歳以上の夫婦世帯及び六五歳以上のひとり暮らし世帯は、全世帯と比較すると公営・公団・公社の借家住まいが多い傾向にあり、特にひとり暮らしの世帯では、その割合が36.7%と高い数値を示している」と報告しています。町田市特有のこうし

た地域特性を受けて、行政としては特養や老

健の介護基盤整備を進める一方、療養型医療施設は現在二二三床ありますが、これを平成二三年度には0床にするという方針を出しています。このように、町田市の医療・介護に関する基本姿勢は介護基盤を充実しながら、一方では療養型医療機関の縮小という特徴を示しています。なお、昨年度の町田市介護保険事業者（二二三事業者）の収支状況は、赤字が39.9%、赤字が38.0%、損益なしが15%と報告しています。また、事業者が利用者からの信頼を得るため必要なことは、第一位が人材育成（78.9%）、第二位がサーヴィス内容の充実（67.1%）、第三位が人材確保（64.8%）と考えているとの報告です。高齢者介護に関する町田市民意識調査では、「利用料を補助するなど、利用者負担を軽減する経済的給付を増やすこと」「ケアマネージャーやホームヘルパーなどの人材を育成すること」などが上位を占めています。

町田市の高齢化率の状況及びそのための基盤整備、更には市内介護保険事業者の経営実態調査や市民意識調査結果等から、今後施設としてあるべき姿が見えてきますが、ここでは、特に次の三点について述べたいと思いま

す。

一つは、地域福祉を支える介護施設としての経営体質の強化です。

市内の介護事業所の40%近くが赤字状態という報告からして、経営の行き詰まりが結果として地域福祉に大きな打撃を与えることとなります。これは、社会的責任を担っている介護事業所としてはあつてはならない姿であり、更には当荘のような建物の老朽化とともに設備の老朽化も進むような場合、経営の失敗は利用者に対する社会的責任を全うしかねる状況を作り出します。従って、地域福祉を担う施設である以上、利用者ならびに利用したいと思われる市民及びその家族に対しては、経営の安定化は必要十分な条件と思われまます。しかしながら、町田市の介護基盤整備政策により、当荘近隣にも特養や有料老人ホームが新設されるにあたり、稼働率を長期にわたって高水準で維持させる方策が必要になってきました。当荘にとって今後の大きな課題の一つです。

二つ目は、人材確保です。

人材確保は当荘単独の問題ではなく、町田市全体の問題、ひいては東京都全体の問題でもあります。そこには少子化現状が根幹の

問題として内在しています。とはいっても、今日の施設を運営していくには人材確保は直近の課題であり、何らかの対策は必要です。そこで、現在は外国人労働者（フィリピン人）を介護職員として受入れ、新戦力としての可能性や職員として受け入れる場合の課題等を研究している段階です。これまで、幾人かのフィリピン人労働者を派遣や非常勤職員として採用しましたが、定着するまでには至っていません。その理由は、その国で育った文化や歴史観の違いに起因する、あるいは日本人高齢者を介護することに対する風土の差異等、これまで経験したことがなかった事情に遭遇しています。介護分野の人材も今後は多国籍化していくことが予想されるなかで、仲間としてともに働く者同士、相互の国の文化・歴史を共有できる態勢作りの必要性を実感しています。

三つ目は、従来型特養としての存在意義です。

上述したように、当荘は市内でも希少な施設になりました。本来ならば、施設建替えを検討すべき時期にきていることは確かですが、残念ながら現時点ではその体力がありません。当面はこの建物で運営しつつ、将来の

建替えに向けた準備を進める予定ですが、この間は従来型特養として、地域福祉に貢献する必要性があります。従来型施設は多床室機能ですから、それなりの問題を抱えています。こうしたなかにあつて、従来型としてどのように位置づけるかですが、現時点では利用者負担額が、新型特養に比べて安価というメリットを最大限に活かし、それを地域住民の方たちに反映させるといふことで、その役割



「地域と介護予防」

砧地域包括支援センター

吉岡 久美子

「地域包括支援センターについて」

地域包括支援センターは、高齢者が住みながら地域で、その人らしい生活を継続できるように、保健・医療・福祉サービスをはじめ、さまざまなサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供し、地域における包括的な支援を実現する役割を果たす機関として、平成一八年四月に創設されました。

地域包括支援センターの業務内容はいろいろ

が担えると考えています。町田市の高齢者の方たちは、公営・公団・公社の借家住まいが多い傾向あるというデータがあります。このことは、施設利用を考えている方たちにとっては、高額な個人負担は困難を意味するものです。市民意識調査結果にもあるように、利用料負担に対する声に、このことが反映されています。こうした方にとつても、当荘の存在意義があるのではないのでしょうか。

ろありますが、今回は「介護予防の取組み」について書かせていただきます。

「高齢化社会の到来」

日本の高齢化率は、平成二二年に22・5%となり、つまり四人に一人が高齢者の状況になりました。世田谷区砧地域での高齢化率は17・4%であり、団塊の世代がカテゴリーに入れば、さらに高齢化が進行することが想像

できません。高齢化社会では、いかに生活機能を低下させず、元気で地域で過ごせるかがポイントになります。このことから、介護保険制度の改正や保健福祉事業の見直しが行われ、「介護予防の取組み」が本格的に始まりました。

「介護予防事業とは」

介護予防とは、「要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態であつても、状態がそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)」と定義されています。自分の身体の機能低下を意識することで、機能向上の取組みを継続することができると考えられています。世田谷区では、介護予防の取組みのひとつとして、「介護予防普及啓発事業(はつらつ介護予防教室)」を始めました。当センターも平成二〇年からこの教室の運営を行ってきました。教室では介護予防の講話や転倒予防運動を中心に、介護予防への意識を高めることを目的に実施しています。講話には「口腔機能向上、低栄養改善、運動器向上、尿失禁予防、閉じこもり予防、認知症予防」など、様々な内容を取り入れています。生活をする上で、自分にとつて何がつまずきなのか考えるきっかけになります。

毎回多くの方のご参加をいただいておりますが、定期的に出かける場所としても定着しているのではと思われれます。参加者からは、「身体を動かせて嬉しい。」「ここを楽しみにしている。」「講話も分かりやすい。」「体操をする習慣がついた」と効果を上げています。

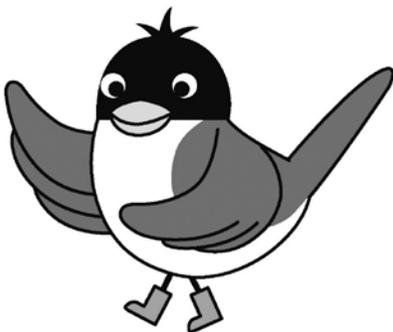
「認知症サポーター養成講座について」

この介護予防教室では、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。この講座は、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方を支援していこうという趣旨で行われています。地域で認知症の理解が進めば、地域で見守る目が増えるということなのです。これからの高齢化社会には必要不可欠なインフォーマルサポーターだと考えられています。講座では、地域のサポーターになる方々に、自分で出来ることを無理のない範囲で、出来ることを出来るときにと伝えていきます。何より、認知症という病気を知っていただくことが大切だと思っております。地域住民として、地域に関心を持ち、地域を知ることが認知症の方のみならず、皆が住みやすくなる街づくりだと思っております。講座を開催した時の感想では、「治る認知症があるとは知らなかった。」「病院で相談す

ることが大切だと知った。」「どんな風に見守つて良いのか分からなかったが、自分にできる挨拶でも良いと分かつて気が楽になった。」「地域で見守りたい。声かけしてみる。」「という言葉が聞かれました。

「終わりに」

地域で元気に過ごすということは、自分の健康のみならず、地域が元気であることが大切だと感じています。自分でできる介護予防やちよつとした周りへの気配りが、安心、元氣な街をつくるのだと思います。地域包括支援センターとして、地域で必要とされる情報を発信し続け、砧地域の介護予防に寄与したいと思ひます。



あんすこ君

平成二十二年度
主な行事予定（各施設）

平成二十二年度	主な行事予定（各施設）
毎月	誕生会（砧ホ） 誕生会（荘・アミ・パオ） お楽しみ外出（荘） 家族連絡会（アミ） 調理実習（アク）
毎月	誕生会（砧ホ） あじさいまつり（荘） ホーム喫茶②（友ホ） 歯科検診（アク） 宿泊訓練（アク）
年10回	お菓子づくり教室（荘）
4月	お花見（コ友テ・友ホ・砧ホ・砧テ） 花見会（荘） 新規利用者の入所式（友テ） ハイキング（聴） 家族懇談会（荘） ホーム喫茶①（友ホ） 開始式（アミ・アク） はじめの会（パオ） 保護者連絡会（アク）
5月	よのどりランチウエイキング食（友ホ） 端午の節句（砧ホ・砧テ） 宿泊訓練（友テ） 利用者とホームとの懇談会（荘） バス外出（アク） 保護者連絡会（アク）
8月	バーベキュー大会（館・園） 終戦記念日（友ホ） やっこウエイキング（友ホ） 地域交流納涼盆踊りの集い（荘） 利用者懇談会（アク）
9月	福祉機器展見学（友テ） 敬老会（友ホ・砧ホ・砧テ・荘） 彼岸法要（友ホ・砧ホ）
6月	東京都障害者スポーツ大会（館・園・コ）
7月	盆踊り大会（法） 課外訓練旅行（館・園） 利用者懇談会（館・園） 保護者会（館・園） 七夕会（友テ・友ホ・砧ホ・砧テ） 盆法要（友ホ・砧ホ） 盆踊り大会（聴） 家族懇談会（聴） 七夕まつり（荘） 利用者健康診断（アク） 保護者連絡会（アク）
8月	盆踊り大会（法） 課外訓練旅行（館・園） 利用者懇談会（館・園） 保護者会（館・園） 七夕会（友テ・友ホ・砧ホ・砧テ） 盆法要（友ホ・砧ホ） 盆踊り大会（聴） 家族懇談会（聴） 七夕まつり（荘） 利用者健康診断（アク） 保護者連絡会（アク）
9月	福祉機器展見学（友テ） 敬老会（友ホ・砧ホ・砧テ・荘） 彼岸法要（友ホ・砧ホ）
10月	合同運動会（法） リング狩り（友テ） ホーム喫茶③（友ホ） 青空ランチ（友ホ） バスハイク（砧テ） 旅行支援（聴） 外出支援（聴） 家族懇談会（荘） 文化祭（荘） ハロウィンパーティ（荘） 友愛ふれあい祭り（法） 愛のコンサート（館・園・コ） ヒューマンぶらぎまつり（港セ） みなと区民まつり（アミ・アク） 運動会（パオ） 遠足（パオ） 保護者連絡会（アク）
11月	宮様チャリティボウリング大会（館・園・コ） ラポールボウリング大会（友テ） 宿泊旅行（友ホ） よのどりランチウエイキング食②（友ホ）
12月	年末懇親パーティー（館・園・コ） 年忘れ会（友ホ・砧ホ） 餅つき大会（友ホ） 利用者懇談会（砧ホ） 利用者家族懇談会（砧ホ） 年末お楽しみ会 生活講座（聴） 板橋区記念行事（聴） OBクリスマス会（聴） クリスマスと年忘れの集い（荘） 年末交流会（アミ） クリスマス会（パオ） 歯科検診（アク） 利用者懇談会（アク） 忘年会（アク）
12月	OB旅行（聴） 利用者とホームとの懇談会（荘） 両親懇談会（パオ） 保護者連絡会（アク）
1月	鏡開き（コ） 新年祝賀会（友ホ・砧ホ・砧テ） 餅つき大会（聴） 新年祝賀の集い（荘） 成人を祝う会（アミ・アク） もちつき（パオ） 保護者連絡会（アク）
2月	スキー教室（館・園）

梅祭り(友テ)

節分(友ホ・砧ホ・砧テ・荘)

よりのランチウアイキング食(友ホ)

観梅(砧テ)

家族懇談会(砧テ)

外出支援(聴)

生活講座(聴)

3月 彼岸法要(友ホ・砧ホ)

ホーム喫茶④(友ホ)

ひな祭り(砧ホ・砧テ・荘)

利用者家族懇談会(砧ホ)

耳の日記念文化祭(聴)

お別れ遠足(パオ)

お別れ会(パオ)

バス外出(アク)

保護者連絡会(アク)

善意のかずかず

次の方々から善意の金品のご寄贈を頂き、また、利用者及び施設に対しても、数々のご奉仕等を賜りました事に対して、心より御礼申し上げます。

(平成二十二年十一月一日〜平成二十二年三月三十一日まで)

(寄付金)敬称略あゝお順

○世田谷施設関係

砧教会 教会学校・西 恵

吾・朝日新聞サービスアン

カー ASA大蔵・さわや

か信用金庫 支店長・読売

センター砧・新井電気工業

所・石川豊店・井上洋品店・

井山建設(株) 代表取締役・

大蔵住宅自治会・大蔵東部

町会・大蔵木材工業株式会社

社・おしゃれ床や ポヌー

ル・砧まちづくり出張所長・

砧町自治会・砧町町会・祖

師谷商店街振興組合・砧幼

稚園 園長・世田谷区社会

(注)

法 (法人三人行事)

館 (世田谷更生館)

園 (友愛園)

友テ (友愛デイサービスセンター)

砧テ (砧デイサービスセンター)

聴 (東京都聴覚障害者生活支援センター)

コ (コーポ友愛)

友ホ (友愛ホーム)

砧ホ (砧ホーム)

荘 (友愛荘)

港セ (港区立障害者保健福祉センター)

アミ (工房アミ)

パオ (パオ)

アク (みなとワークアクティ)

福祉協議会・第一大蔵スト

アー 柳屋商店・TMC通

り商店街・日赤奉仕団砧出

張所分団・ビューティーサ

ロン真・東京厚生年金スポ

ーツセンター・ヘアーサロ

ン スタート・星野商店・

山野小学校・リビンググスト

アータカハシ・和響太鼓・

和響太鼓木村 忠敬・(株)ガ

ードインフォメーションサ

ービス 代表取締役・(有)大

蔵自動車商会・(有)砧いしい・

圓光寺・砧総合支所・中央

東京ヤクルト販売(株) 世田

谷支社・聖文堂薬局・居酒

屋 おか・ケア・ホープ・

(有)カインドサービス・秋

山 隆子・川上 雄渾・河

島 サト・高橋 周蔵・牧

野 和子・大島 弘之・安

藤 一幸・高橋 秀雄・矢

野 孝徳・濱口 武・齋藤

千恵子・世田谷身体障害

者福祉協会・世田谷IKK

福祉協会・世田谷保健福祉

部障害者地域生活課 金澤

弘道・(社)全国建築物飲料

水管理協会東京支部・圓光

寺・厚生車輛福祉協会・小

池 キワ子・全国建物建築

物飲料水管理協会東京支部・

砧総合支所・世田谷区身体

障害者福祉協会・砧町自治

会 岩崎さよ子・砧まちづ
くりセンター所長 大友光
司・内藤 壽昭・社会福祉
法人 世田谷区社会福祉協
議会・民生児童委員 濱口
郷子・日赤奉仕団砧出張所
分団 小川恵以子・世田谷
区I区K福祉協会・柳屋商
店・青柳・中澤 幸雄・秋
山 由美子・レイアロハス
タジオ・世田谷区ゲートボ
ール協会・ミニデイ きぬ
た 汐見 敏治・嘉村 つ
え子・高橋 秀雄・武田整
形外科・東京教区婦人会・

編集後記

今号は福祉と地域をテーマに
高齢者関係を中心に編集しまし
た。当法人の提供する福祉サー
ビスの主なものが高齢者施設
と障害者施設ですが、障害者施
設も地域との関係は障害者自立
法により、重要な取り組みにな
りましたが、先に誕生した新政

加納 好昭・世田谷区高齢
者クラブ連合会・J A東京
中央千歳地区女性部・関東
ポウリング場協会・坂田
淳・昭和女子大附属中・高
等学校生徒会・太田 淳史・
株式会社 福祉施設共済会
○友愛荘
菅野 昭正・忠生忠霊地区自
治会・忠生忠4丁目町内会・
佐藤 美恵子・佐藤 由孝・
若林 進・菅野 昭正
○東京都聴覚障害者
坪木屋・(有)八百幹・凸版

印刷(株)・魚鈴・石澤内科クリ
ニツク
(寄付物品)敬称略あゝお順
○世田谷施設関係
吉田 収
○友愛荘
関東アイスクリーム協会・
友愛荘家族会
(奉仕活動)敬称略あゝお順
○世田谷施設関係
ガールスカウト東61・砧教会
教会学校・砧幼稚園・砧幼稚
園PTA・慶応義塾大学ライ

チウス会・天理教北多摩東
部支部・ボーイスカウト・若
竹会・栗原美和子・成田信子・
西村弘志・いずみ会・日赤分
団・光寿会・成城カトリック
教会
○友愛荘
桜美林幼稚園・劇団オリジ
ナルカラー・神龍会・天理教
北多摩東部支部・ボーイス
カウト町田3団・町田とき
わ保育園・暁月めぐみ・桜台
保育園・資生堂販売(株)・共助
会ひまわり

権は障害者自立支援法の廃止を
決定し、厚生労働大臣は廃止の
時期と現行法に変わる新しい法
の制定を発表しました。新法に
より、今後どのような支援に流
動的ですが、新法は当事者の声
も十分に反映させるとの発言が
ありました。現行法はその辺の
対応がなされず、国の拙速な立
法・施行に、利用者・施設も混
乱をきたしたことは事実ですの

で、前述の大臣の発言は大いに
期待したいところです。しかし、
現行法が廃止になることで施行
以前の形に戻ると受け止めてい
る利用者もいることなども踏ま
え、実情を的確に伝えていくこ
とが我々の責務ですので、迅速
な情報の収集と正確な情報伝達
に努め、利用者のためのよりよ
い法律が制定されることを待ち
望む今日この頃です。

ゆうあい 第三十六号

平成二十二年三月三十一日
発行 社会福祉法人 友愛十字会
発行人 石井 晃

〒157-8575 東京都世田谷区砧
三丁目九番十一号

電話 (〇三) 三四一六一三二六一